



▶ 国保

国民健康保険

国民健康保険(以下、「国保」といいます)は、いつ起こるか予想できない病気やケガに備えて、加入者がお金(国保税)を出し合って医療費の負担を支え合う制度です。

社会保険(健康保険組合や共済組合などを含む)に加入している人や生活保護を受けている人以外は、世帯主が国保の加入届出をしなければなりません。

国保関係の届出

各種の届出は各コミュニティセンターでも受け付けます。
印鑑が必要な場合がありますので持参してください。
変更(異動)があった日から14日以内に届出をしてください。

	こんなとき	届出に必要なもの	その他
加入する場合	他の市区町村から転入してきたとき(社会保険などの加入者を除く)		● 転入届と同時に
	会社を退職したとき(社会保険の扶養家族から抜けた場合を含む) ※	● 勤務先の健康保険を脱退した日がわかる書類(社会保険資格喪失証明書など)	● 国民年金の届出も必要です。「国民年金」のページ参照
	お子さんが生まれたとき		● 出生届と同時に直接支払制度を利用していない場合、出産育児一時金を請求してください。
脱退するとき	他の市区町村へ転出するとき(社会保険などの加入者を除く)	● 国保の保険証(返還する)(脱退される人全員分)	● 転出届と同時に
	勤務先の健康保険(社会保険など)に加入したとき ※	● 国保の保険証(返還する) ● 勤務先から交付された健康保険証(全員分)	● 国民年金の届出も必要です。「国民年金」のページ参照
	死亡したとき	● 国保の保険証(返還する)	● 死亡届と同時に葬祭費を請求してください。
その他	市内で住所を異動したとき	● 国保の保険証(新しいものと交換する)	● 転居届と同時に
	世帯主が変わったとき		● 世帯主変更届と同時に
	世帯を分離したとき		● 世帯分離届と同時に
	世帯を一緒にしたとき		● 世帯合併届と同時に
	婚姻または離婚などによって姓が変わったとき		● 婚姻届または離婚届などと同時に

詳しくは、各種届出方法をご覧ください。また各種届出を市役所の業務時間外に行った場合は、後日、国保の保険証交付または返還手続きが必要です。

※マイナンバーカードを保険証として利用する申込をしている場合、加入している健康保険の切り替えの手続きの後も、再度の申込なしでマイナ保険証として利用できます。

● お問い合わせ

保険年金課保険年金係 ☎63-2125 1階窓口②

保険給付

(1) 医療機関での一部負担金の割合

No.	区分	負担割合	
1	0歳～5歳および6歳の誕生日以後の最初の3月31日まで(4月1日が6歳の誕生日の場合は、その前日まで)	2割	
2	6歳(No.1の人を除く)～69歳	3割	
3	70歳以上	ア 現役並み所得者	3割
4		イ 一般(ア以外の人)	2割

(2) 被保険者資格証明書について

国保は加入者の国保税で支え合う制度です。国保税を納期限から1年以上滞納していると、法律の規定によって、保険証を返還してもらい「被保険者資格証明書」が交付されることがあります。(高校生以下は除く)

被保険者資格証明書で治療を受けると、病院の窓口で医療費の全額を負担することになりますが、療養費申請によって、市から医療費の7割(年齢によって8割)を給付します。

ただし、納期限から1年6か月を過ぎても滞納が続く場合、国保の給付の全部または一部が差し止められて滞納国保税に充てられることがあります。

(3) 申請により払い戻しが受けられるもの

No.	こんなとき	必要なもの
1	医師の診断による補装具(コルセットなど)をつくった	● 保険証、世帯主主義の通帳 ● 医師の証明書 ● 補装具代金の領収書
2	やむを得ず保険証を持たないで医療機関にかかり、医療費を全額自己負担した	● 保険証、世帯主主義の通帳 ● 医療費の領収書、診療内容のわかる明細書
3	患者が緊急に入院、転院をするため移送された(移送費)	● 保険証、世帯主主義の通帳 ● 医師の意見書(緊急でやむを得ない理由や移送経路とその方法が書かれたもの) ● 移送費用の領収書 ※移送する患者さんの状況により、支給されない場合があります。



No.	こんなとき	必要なもの
4	海外旅行中などに国外で治療を受けた	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険証、世帯主名義の通帳 ● 医療機関が発行した診療内容明細書 ● 医療機関の領収書 ※所定の様式での作成が必要な書類がありますので、まずはお問い合わせください。 ※診療内容明細書と医療機関の領収書には、日本語の翻訳文を添付してください。
5	分娩した(出産育児一時金)	※「直接支払制度」(注1)を利用した人を除く <ul style="list-style-type: none"> ● 保険証、世帯主名義の通帳 ● 母子手帳又は出産、死産証明書(鹿沼市に届を提出した場合は不要) ※在胎13週以上の妊娠であれば、生死産を問わず支給されます。(他の健康保険から支給される場合を除く)
6	死亡した(葬祭費)	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡した人の保険証 ● 葬祭執行人名義の通帳 ● 葬祭執行人であることが確認できる書類(会葬礼状・領収書等)
7	被保険者資格証明書で受診し、医療費を全額自己負担した(特別療養費)	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者資格証明書 ● 世帯主名義の通帳 ● 医療機関の領収書
8	1か月間の医療費の支払いが高額になった(高額療養費)	※該当になった場合は、市からお知らせします。

(注1):「直接支払制度」とは?

病院が被保険者に代わって出産育児一時金(50万円)の申請及び受け取りを行う制度です。

これにより出産して退院するときに、病院では出産費用から出産育児一時金(50万円)を差し引いた金額を請求するため、被保険者(市民)が病院に支払う出産費用の負担が軽くなります。

ただし、出産費用が50万円に満たない場合は、その差額を世帯主に給付します。

お問い合わせ

保険年金課保険給付係 ☎63-2166 1階窓口②

特定健康診査

国保加入中の40歳から74歳までの人には、特定健康診査の受診券を交付しています。健康な生活を送るためにも、年1回受診してください。

人間ドック

疾病の早期発見・早期治療を推進するため、国民健康保険に加入している35歳から74歳までの人を対象に、身体の健康状態を詳しくチェックする検診です。なお、検診費用の一部を国民健康保険が補助します。

脳ドック

脳血管疾患の予防と早期発見・早期治療を推進するため、国民健康保険に加入している35歳から74歳までの人を対象に、脳血管の状態を詳しくチェックする検診です。なお、検診費用の一部を国民健康保険が補助します。

オーラルフレイル予防歯科健診

お口の健康状態を知り、フレイルを予防し、身体機能の維持・向上を図るため、国民健康保険に加入している対象者に受診券を送付しています。

生活習慣病重症化予防事業

生活習慣病が悪化しないように生活習慣の見直しや受療の相談・支援を行います。

お問い合わせ

保険年金課保健事業係 ☎63-2246 1階窓口②



国保・年金

▶ 年金

国民年金

国民年金は、老後を迎えたときや病気やけがで障害者になったとき、一家の働き手が亡くなったときなどに、基礎年金を支給して経済的な支えを行う制度です。

厚生年金や共済組合に加入した人は、この基礎年金に、加入期間に応じて「報酬比例の年金」が上乗せして支給されます。

加入者

必ず加入する人

被保険者	年齢	職業など
第1号	20歳～ 60歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本国内に住所のある自営業の人や学生など ● 会社に勤めている人で、厚生年金、共済組合などに加入していない人
第2号	就職時～	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生年金保険加入者 ● 共済組合員
第3号	20歳～ 60歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2号被保険者に扶養されている配偶者

希望で加入できる人

- 次の①～④のすべての条件を満たす方
 - ① 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
 - ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 - ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
 - ④ 厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
- 年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の方
- 外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方

保険料

国民年金保険料は、第1号被保険者が20歳から60歳まで納めます。第2号被保険者の保険料は、事業者が支払う給料から差し引かれています。第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している年金制度全体で負担しますので、個人で納める必要はありません。

保険料の額

定額保険料 月額 16,980円(令和6年4月現在)

付加保険料 月額 400円(//)

納付方法

銀行・郵便局などの金融機関や、コンビニエンスストアでも納付できます。前納する方法があり、前納すると保険料が割引になります。便利な口座振替を利用することもできます。口座振替は、前納した場合の割引率が高く、お得です。また、クレジットカードや電子(キャッシュレス)決済により納付することもできます。

保険料免除制度

所得が少ないときや、失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。日本年金機構が審査を行い、結果通知が後日郵送されます。

※届出・申請は本人確認書類をご提示ください。同居のご家族以外の方が代わりに手続きをする場合、委任状が必要になります。

(1) 法定免除

生活保護を受けている人、障害年金(1・2級)を受けている人の保険料が免除されます。

(2) 免除(全額・一部免除)申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

なお、一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納期間」となりますので、必ず納付してください。

(3) 納付猶予申請

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、納付が猶予されます。

(4) 学生納付特例申請

学生の方で、本人の前年所得が一定以下の場合に、納付が猶予されます。

(5) 産前産後期間の免除申請

出産予定日、または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日、または出産日が属する月の3か月前から6か月間)は、保険料が免除になります。免除された期間も納付したのものとして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

年金の種類と年金額

年金の種類	受給条件	年金額(令和5年度現在)
老齢基礎年金	●10年以上保険料を納めた人 (平成29年7月以前に受給開始年齢の方は25年以上) (免除された期間も含む)が65歳になったとき	20歳～60歳まで40年間すべて保険料を納めたとき795,000円 ※繰り上げ、繰り下げ制度もあります。その場合支給額は増減します。
障害基礎年金	●国民年金に加入中または60歳から65歳になるまでの間に障害者になったとき(納付要件があります) ●20歳前の病気などで障害者になったとき(受給は20歳以降)	1級 993,750円(月額) 2級 795,000円(月額) ※子の加算あり
遺族基礎年金	●一定の保険料を納めていた人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた遺族(18歳未満の子のある妻またはその子。ただし子に1・2級の障害のある場合は20歳未満の子)に支給される。	妻と子一人の場合1,023,700円
寡婦年金	●夫が第1号被保険者として10年以上保険料を納付(免除期間含む)し、何の年金も受けなくて死亡したとき、夫との婚姻関係(事実婚を含む)が10年以上継続している妻に60歳から65歳の間支給される。	夫が受けられるはずであった老齢基礎年金額の3/4
死亡一時金	●3年以上保険料を納めていた人が、年金を受けないまま死亡し、その遺族基礎年金や寡婦年金を受けられないとき。	保険料納付期間が 36月以上180月未満 120,000円 180月以上240月未満 145,000円 240月以上300月未満 170,000円 300月以上360月未満 220,000円 360月以上420月未満 270,000円 420月以上 320,000円 ※付加保険料を3年以上納付した場合は8,500円加算
付加年金	●定額の保険料のほかに付加保険料(月額400円)を納めたとき	老齢基礎年金の額に上乗せして受けられる(付加保険料を納めた月数×200円)
特別障害給付金	以下の期間に障害者となり、障害基礎年金を受けていない人に支給される。 ●平成3年3月以前に学生で、国民年金に任意加入していなかった期間 ●昭和61年3月以前に第2号被保険者の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間	1級 53,650円(月額) 2級 42,920円(月額)

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金とは、年金受給者のうち所得が低く、経済的な援助を必要としている者(前年の年金収入と所得の合計が一定額以下の者)に対し、支給される給付金です。

●高齢者への給付金(老齢年金生活者支援給付金)

以下の条件を満たした方を対象に支給されます。

- 65歳以上の年金受給者であること
- 前年の年金収入額と、そのほかの所得の合計額が、一定の基準額878,900円以下であること
- 市民税が非課税世帯であること

給付額

保険料納付済期間に基づく額(月額)

= 5,140円×保険料納付済期間/480月 (イ)

保険料免除期間に基づく額(月額)

= 11,041円×保険料納付済期間/480月 (ロ)

(イ)と(ロ)の合計額

注)昭和16年4月1日以前生まれの方は、生年月日に応じて480月を短縮となります。



●障害者や遺族への給付金(障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金)

以下の条件を満たした方を対象に受給されます。

- ①障害基礎年金、または遺族基礎年金の受給者であること
 - ②前年の所得が4,721,000円以下※であること
- ※扶養親族数に応じて基準額が上がります。

給付額

障害等級1級 6,425円(月額)
 障害等級2級 5,140円(月額)
 遺族年金 5,140円(月額) ※子が1名の場合

詳細については、給付金のお問い合わせ先へ。

[給付金専用ダイヤル] ☎0570-05-4092
 050から始まる電話でおかけになる場合
 (東京) ☎03-5539-2216

※障害基礎年金および特別障害給付金の等級は、国民年金法施行令別表に定められた等級であり、身体障害者手帳の等級とは基準が異なるので注意してください。

年金加入中の届出・手続き

こんなとき	どこへ	被保険者種別	用意するもの
60歳前に会社などを退職したとき	市役所保険年金係・各コミュニティセンター	第2号→第1号	健康保険資格喪失証明書(扶養喪失日がわかるもの)、本人であることを確認できるもの(免許証・マイナンバーカードなど)
収入が増えたり、離婚などにより配偶者の健康保険の扶養からはずれたとき		第3号→第1号	
60歳前に配偶者が会社などを退職したとき	配偶者の勤務先	第1号→第3号	年金手帳または基礎年金番号通知書
結婚などにより配偶者の健康保険の扶養となったとき		第2号→第3号	
会社を退職して配偶者の健康保険の扶養となったとき		第3号→第3号	
配偶者が会社をかわったとき	市役所保険年金係・各コミュニティセンター・宇都宮西年金事務所	第1号	本人であることを確認できるもの(免許証・マイナンバーカードなど)
基礎年金番号通知書を紛失し、再交付の手続きをする		第2号・第3号	
収入が少なく保険料の納付が困難なとき(免除申請)	市役所保険年金係・各コミュニティセンター	第1号	本人であることを確認できるもの(免許証・マイナンバーカードなど)、会社などを退職したときは離職票または雇用保険受給資格者証の写し
学生で収入が少なく、保険料の納付が困難なとき(学生納付特例申請)			本人であることを確認できるもの(免許証・マイナンバーカードなど)、学生証(コピー可)または在学証明書 ※資格確認のため、毎年度申請が必要

年金請求手続き

請求する年金	請求先
老齢基礎年金	第1号被保険者期間のみ 市役所保険年金係 ☎63-2125
	第2号・第3号被保険者期間含む 宇都宮西年金事務所 ☎028-622-4281
障害基礎年金	20歳前の傷病によるもの 初診日に第1号被保険者 市役所保険年金係 ☎63-2125
	初診日に第2号・第3号被保険者 宇都宮西年金事務所 ☎028-622-4281
遺族基礎年金	第1号被保険者 市役所保険年金係 ☎63-2125
	第3号被保険者 宇都宮西年金事務所 ☎028-622-4281
寡婦年金	市役所保険年金係 ☎63-2125
死亡一時金	
特別障害給付金	

※必要書類などについては、個別にお問い合わせください。

死亡したときの届出・手続き

亡くなった人の国民年金加入状況	問い合わせ先
国民年金加入中	市役所保険年金係 ☎63-2125
国民年金受給申請前	
国民年金受給中	障害基礎年金 遺族基礎年金 寡婦年金
	老齢基礎年金 老齢年金
特別障害給付金受給中	市役所保険年金係 ☎63-2125

※厚生年金、共済年金に加入中または受給中に亡くなった場合は、それぞれ年金事務所、加入していた共済組合へお問い合わせください。

年金受給中の届出・手続き

届出を必要とする事情	届出の種類	届出先
年金の受け取り場所を変えるとき	年金受給権者 支払機関変更届	市役所保険年金係 (☎63-2125) 宇都宮西年金事務所 ☎028-622-4281
年金証書をなくしたり、汚したりしたとき	年金証書再交付 申請書	
支払通知書をなくしたり、届かないとき	支払通知書亡失 (未着)届	

年金照会

年金記録(加入状況・納付記録)を知りたい人は、日本年金機構のホームページから「ねんきんネット」を利用して確認できます。

●お問い合わせ

宇都宮西年金事務所(☎028-622-4281)

各種届出・手続きは、本人確認書類(免許証・マイナンバーカードなど)をご提示ください。

同居のご家族以外の方が代わりに手続きをする場合、委任状が必要になります。